

公益社団法人高知県看護協会 役員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県看護協会定款(以下「定款」という。)第31条の規定に基づき、公益社団法人看護協会(以下「本会」という。)の役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち公益社団法人高知県看護協会専任役員就業規程第2条に規定する専任役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わないものであって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費、会務手当及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員の報酬及び賞与)

第3条 本会は、常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

2 報酬の額は、次の各号に該当する常勤役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 会長 月額320,000円
- (2) 副会長及び専務理事 月額280,000円
- (3) 常任理事 月額260,000円

3 賞与は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する常勤役員に支給することができる。これらの期日前1か月以内に退任し、又は死亡した場合においても同様とする。

4 賞与の額は、第2項に規定する報酬月額に、常勤役員の前年12月2日から6月1日及び6月2日から12月1日のそれぞれの期間における当該者の在職期間に応じ、次に掲げる割合を乗じて得た額に、2月を乗じて得た額とする。ただし、会長は、本会の経営状況その他本会の運営上やむを得ない事由がある場合には、減額することができる。

- (1) 5か月以上 100分の100
- (2) 3か月以上5か月未満 100分の80
- (3) 1か月以上3か月未満 100分の40
- (4) 1か月未満 100分の10

5 会長は、勤務日が1週間当たり5日未満の常勤役員については、第2項及び前項の規定にかかわらず、報酬及び賞与を勤務日数に応じて減額することができる。

6 常勤役員の報酬及び賞与の支給日、社会保険料等の控除その他の支給方法については、公益社団法人高知県看護協会職員等給与規程(以下「職員等給与規程」という。)その他の本会の規則、規程等の定めるところによる。

(日割り計算)

第4条 新たに常勤役員になった者には、就任した日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により支給する報酬の額については、その月の初日から支給するとき又はその月の末日まで支給するとき以外は、その月の総日数から次に掲げる日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算し、出勤日数に応じた額を支給する。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日(第1号から前号に該当する日を除く。)

5 前項の規定により計算した報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(外部理事及び外部監事の報酬)

第5条 定款第22条第2項に規定する外部理事及び外部監事には、理事又は監事の職務に従事したとき、従事時間が4時間未満の場合は日額15,000円、従事時間が4時間以上の場合は日額30,000円の報酬を支給する。

2 外部理事及び外部監事の報酬の支給については、第3条第6項の規定を準用する。

(費用)

第6条 役員が職務の遂行に当たって負担した手数料等の費用は、その負担額を本会が支払う。

2 役員が職務のため旅行した場合は、旅費規程により旅費を支給する。

3 常勤役員には、通勤に要する費用として、職員等給与規程第17条第5項に定めるところにより通勤手当を支給する。

4 非常勤役員(外部監事を除く。)が役員会などの会務等に従事した場合は、旅費規程第10条の規定に基づき旅費及び会務手当を支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、退任した者に支給する。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。ただし、定款第29条の規定により解任された常勤役員及び第30条の規定により役員地位の喪失をした常勤役員については、支給しない。

2 退職慰労金の額は、退任時の報酬月額に在職年数を乗じて得た額を2で除した額を上限として、退任した日後の直後に開催される理事会で決定する。

3 前項に規定する在職年数は、常勤役員として引き続き在職した期間とし、その年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。この場合において、通常総会終結の日から次年度の通常総会終結の日までを1年として計算する。

4 退職慰労金は、法令に定めるもののほか、常勤役員が本会に負う債務を控除し、退職慰労金の額を決定した理事会が開催された日の属する月の翌月末までに、直接常勤役員に支給する。ただし、当該役員が同意した場合は、口座振替の方法で支払うことができる。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程の施行される前から在職していた常勤役員の在職期間は、この規程の施行後の在職期間と通算して計算する。

この規程は、平成24年4月14日から施行し、この規程による改正後の役員の報酬及び費用に関する規程は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年7月14日から施行し、この規程による改正後の役員の報酬及び費用に関する規程は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年6月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月10日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

この規程は、令和5年7月8日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和5年6月10日に遡及して適用する。

附 則(令和7年3月8日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年7月12日)

この規程は、令和7年7月12日から施行し、令和8年度改選役員の選出に係る事項についてから適用する。